

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 28 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

I 令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和5年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの ※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	77	76	1	0
指導事項	137	137	0	0
検討事項	0	0	0	0
計	214	213	1	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年5月13日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和5年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

林政部

機関名	監査結果	講じた措置
森林経営課	白鳥林木育種事業地に係る管理作業委託業務の契約事務において、林木育種事業地管理運営事業の変更設計額を算出する際に労務費を誤ったことにより、変更契約金額及び支出金額が2,200円過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該変更契約額の誤りは、担当職員による積算内容の確認不足に加え、決裁過程で上席職員等がその誤りに気付かなかつたために起きてしまった事案であった。 過大に支出した契約金額について、契約相手に返還を求め、令和6年4月3日に収納した。 また、当該事案に関係した職員

に対しては、設計金額が契約金額に及ぼす影響とその確認行為の重要性について改めて指導したほか、今後、契約額の根拠となる設計金額が適正か否かについて担当者、担当係長及び管理職等による複数の職員によるチェックを徹底することで再発防止に努めることとした。

なお、同様の契約事務について、錯誤等の有無を再確認した結果、問題がないことを確認した。